

関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行  
に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

- 1 .関税定率法等の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
  - (1) 賦課課税方式を適用する郵便物等を定めることとする。(関税法施行令第3条等関係)
  - (2) 郵便物の保税運送に係る届出の手續等を定めることとする。(関税法施行令第55条の9等関係)
  - (3) 郵便物に係る輸出又は輸入の許可を取り消す場合を定めることとする。(関税法施行令第68条の4関係)
  - (4) その他所要の規定の整備を行うこととする。
  
- 2 .この政令は、関税定率法等の一部を改正する法律(平成19年法律第20号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(平成21年2月16日)から施行することとする。